

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
001	令和3年11月15日	京都市総合教育センター整備工事 ただし、中央監視設備改修工事（完成払）	7,480,000		7,480,000	教育委員会事務局 総合教育センター 研修課	パナソニックI.S.エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	無		
002	令和3年04月01日	京都市生涯学習総合センター・図書館等の事業実施等及び公金の徴収事務に関する委託	1,622,995,000		1,609,325,000	教育委員会事務局 生涯学習部 施設運営担当	公益財団法人 京都市生涯学習振興財団	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
003	令和3年10月08日	地方公務員等共済組合法改正に伴う教職員人給庶務事務システムの改修業務	76,733,360		76,733,360	教育委員会事務局 総務部 学校事務支援室	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	物品	無		
004	令和3年12月17日	Internet Explorerサポート終了に伴う教職員人給庶務事務システム改修業務	14,556,905		14,556,905	教育委員会事務局 総務部 学校事務支援室	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
005	令和3年04月08日	京都市立総合支援学校スクールバス運行業務委託（新型コロナウイルス感染拡大防止増車4台分）	43,296,000		41,170,800	教育委員会 指導部 総合育成支援課	エムケイ観光バス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
006	令和3年12月13日	京都市立上島羽小学校整備工事 ただし、ステンレスボール塗装改修工事	4,941,200		4,999,500	教育委員会事務局 教育環境整備室	株式会社ナカガワ	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事	無	無	無
007	令和4年02月07日	電力の供給（京都市教育相談総合センター）	予定総額 6,169,771		6,169,771	教育委員会事務局 指導部 生徒指導課	丸紅新電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品	無	無	無
008	令和4年03月07日	教員用端末（Surface Pro7+）購入（市立幼稚園ICT環境整備）	8,803,465		8,803,465	教育委員会事務局 指導部 学校指導課	西日本電信電話株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	物品	無	無	無
009	令和4年03月30日	地方公務員法改正に係る定年引上げ等に伴う教職員人給庶務事務システム改修	178,965,050		178,965,050	教育委員会事務局 総務部 教職員人事課	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	物品	無		
010	令和4年03月02日	京都市学校給食用献立作成ソフトウェアインストール等業務委託	7,746,200		7,746,200	教育委員会事務局 体育健康教育室	株式会社カイトテクノロジー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市総合教育センター整備工事 ただし、中央監視設備改修工事（完成払）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局 総合教育センター 研修課
- 3 契約締結日
令和3年11月15日
- 4 履行期間
令和3年11月15日から令和4年3月14日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号
パナソニックL Sエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
7,480,000円
- 7 契約内容
設備監視200点から500点のものに仕様変更する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該施設に設置されている中央監視設備は、中央監視盤と今回改修対象外の端末機器等で構成されており、各機器間で通信するシステムである。システムを構成する機器間の制御及び信号のやり取りについては、製造業者独自の技術が用いられており、他社製品との互換性は保証されていないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
電気設備工事	1	式	4,863,800	
計			4,863,800	
共通費				
共通仮設費	1	式	158,715	
現場管理費	1	式	1,388,837	
一般管理費等	1	式	1,048,648	
計			2,596,200	
工事価格	1	式	7,460,000	
消費税等相当額	1	式	746,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	8,206,000	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市生涯学習総合センター・図書館等の事業実施等及び公金の徴収事務に関する委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当
- 3 契約締結日
(当初) 令和3年4月1日
(変更後) 令和3年12月28日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区聚楽廻松下町9番地の2
公益財団法人京都市生涯学習振興財団
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 1,622,995,000円
(変更後) 1,609,325,000円
- 7 契約内容
京都市生涯学習総合センター (分館を含む。), 京都市図書館及び京都市久世ふれあいセンター
条例第1条第2項第2号に規定する図書施設で実施する生涯学習振興事業の実施及びこれらの施設
の使用料に係る公金の徴収事務
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
京都市では, 生涯学習の拠点として, また読書活動を通して市民の教育と文化の発展に寄与す
る施設として, 昭和56年に京都市社会教育総合センター (現在の京都市生涯学習総合センター,
愛称「京都アスニー」。) 及び中央図書館を開館した。
公益財団法人京都市生涯学習振興財団 (以下「財団」という。) は, この両施設において, 産学
官の連携により, 京都の持つ歴史と文化を生かした最高水準の生涯学習事業を実現するとともに,
当時は全国的にもほとんど行われていなかった「土日と夜間も開館する市民にとって利用しやす
い施設運営」を実現し, さらに, それらの事業を効率的に行うことを目的として設立した財団で
ある。
財団の設立にあたっては, 財団が実施する生涯学習事業の資金を安定的・継続的に確保するた
め, 千玄室氏 (初代の財団理事長, 現在の京都市生涯学習総合センター所長) を呼びかけ人代表
として, 京都の各界各層に協力を要請し, 約2億円の寄付金を募って「京都市社会教育振興基金」
(現在の「京都市教育振興基金」) を創設しており, 以後30年余にわたり, 当初の目的に沿って,
基金の運用収益を補助金として財団事業に充当してきている。

生涯学習事業においては、京都大学をはじめとする多くの地元大学、放送大学、国際日本文化研究センター等の関係機関や経済界との連携はもとより、各界を代表する学識経験者の方々の協力の下、「最新の研究内容や取組をわかりやすく市民の皆様へ」との方針を掲げ、各種の教養講座をはじめとする様々な事業を推進する中で「アスニーブランド」を確立し、市民の厚い信頼を得て京都市の生涯学習事業の中心的な役割を担ってきている。

また、図書館では、図書の貸出業務だけではなく、120人以上もの司書資格をもつ職員によるレファレンスサービスをはじめとする高い専門性を生かした取組、さらには各学校や地域、各種団体との連携事業を実施しており、市民・各種団体から高い評価を得ている。

こうした公共性と専門性の高い事業を、効果的人員配置等により推進し、全て市職員を配置した場合と比べて人件費を約7割に抑えるなど効率的運営を実現している。

以上のとおり、財団は、今日までその設立趣旨に沿って、幅広く様々な生涯学習事業を効率的に展開し、40年以上にわたり大きな成果を挙げてきており、京都市の生涯学習事業は、当初の目的どおり、財団により、高水準の生涯学習事業を一層効率的に推進していく考えであり、「随意契約」により委託するものである。

(変更理由)

京都市職員給与条例の一部改正に準じた公益財団法人京都市生涯学習振興財団職員給与規程の改正、新型コロナウイルス感染症の拡大による生涯学習事業の中止等及び図書館開館時間変更等に伴う変更契約。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
地方公務員等共済組合法改正に伴う教職員人給庶務事務システムの改修業務
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日
令和3年10月8日
- 4 履行期間
令和3年10月8日から令和4年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
76,733,360円
- 7 契約内容
地方公務員等共済組合法改正（令和4年10月）に対応するためのシステム改修
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
 - （1）教職員人給庶務事務システム（以下「本システム」という。）は、平成29年4月から教育委員会学校事務支援室、教職員人事課及び総務課で学校等に在籍する教職員の人事管理・給与支給を行っているものであり、本システムの導入に当たっては、競争入札により落札した日本電気株式会社が代表するコンソーシアムが当初開発した。
 - （2）本件委託業務の主な内容は、既に提供を受け稼働している本システムに対し設定変更及び機能変更を行うものである。
 - （3）本システムに障害が発生した際には、プログラム修正を伴う作業を実施する必要があるが、これらの作業は各業務システム（給与・庶務）全体に多大な影響があるため、各業務システムの設計についても熟知している同社が代表するコンソーシアム以外に履行できない。
 - （4）京都市データセンターに、システム機器類（サーバー：日本電気株式会社製）を設置し、既存の京都市教育ネットワークシステムのLANを通じて各所属端末等と接続のうえ運用しているが、本システムを構成する各業務システム（人事、給与、庶務）の稼働に必要なハードウェアの性能管理、ソフトウェア製品の構成管理において、日本電気株式会社製のハードウェアに関する知識・技量はもちろんのこと、本システムの設定情報などについても熟知している必要があり、同社が代表するコンソーシアム以外に履行できない。

9 根拠法令

■地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

□地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
Internet Explorerサポート終了に伴う教職員人給庶務事務システム改修業務
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日
令和3年12月17日
- 4 履行期間
令和3年12月17日～令和4年5月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
14,556,905円
- 7 契約内容
Internet Explorerサポート終了に伴う教職員人給庶務事務システム改修業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
 - (1) 教職員人給庶務事務システム（以下「本システム」という。）は、平成29年4月から教育委員会学校事務支援室、教職員人事課及び総務課で学校等に在籍する教職員の人事管理・給与支給を行っているものであり、本システムの導入に当たっては、競争入札により落札した日本電気株式会社が代表するコンソーシアムが当初開発した。
 - (2) 本件委託業務の主な内容は、既に提供を受け稼働している本システムに対し設定変更及び機能変更を行うものである。
 - (3) 本システムに障害が発生した際には、プログラム修正を伴う作業を実施する必要があるが、これらの作業は各業務システム（人事、給与、庶務）全体に多大な影響があるため、各業務システムの設計についても熟知している同社が代表するコンソーシアム以外に履行できない。
 - (4) 京都市データセンターに、システム機器類（サーバー：日本電気株式会社製）を設置し、既存の京都市教育ネットワークシステムのLANを通じて各所属端末等と接続のうえ運用しているが、本システムを構成する各業務システム（人事、給与、庶務）の稼働に必要なハードウェアの性能管理、ソフトウェア製品の構成管理において、日本電気株式会社製のハードウェアに関する知識・技量はもちろんのこと、本システムの設定情報などについても熟知している必要があり、同社が代表するコンソーシアム以外に履行できない。
 - (5) 以上のとおり、本件委託業務については、既に契約した役務に接続して提供を受ける同

種の役務であり、かつ、同社が代表するコンソーシアム以外の者から調達した場合に著しい支障が生じるおそれがあるため、同社が代表するコンソーシアムを委託先として随意契約するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立総合支援学校スクールバス運行業務委託
(新型コロナウイルス感染拡大防止増車4台分)
- 2 担当所属名
教育委員会指導部総合育成支援課
- 3 契約締結日
当初：令和3年4月8日
変更後：令和4年3月31日
- 4 履行期間
令和3年4月8日から令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽北花名町1-1 エムケイ観光バス株式会社
- 6 契約金額(税込み)
当初：43,296,000円
変更後：41,170,800円
- 7 契約内容
北総合支援学校及び西総合支援学校に就学している障害のある児童生徒のうち、単独でバスや電車などの公共交通機関を利用して通学することが困難な児童生徒の安全な登校を確保するためのスクールバス4台の運行業務委託(マイクロバスの配車を含む。)
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
臨時休校等による運行回数の減少により、委託料「金43,296,000円(うち消費税及び地方消費税相当額3,936,000円)」を「金41,170,800円(うち消費税及び地方消費税相当額3,742,800円)」に改めた。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
現在、総合支援学校のスクールバス全体の運行業務委託業務契約(令和元年度から3年間の長期継続契約を締結しているもの。以下「全体契約」という。)をエムケイ観光バス株式会社と締結しているが、追加契約の相手方選定にあたっては、業務を履行し得ることや、過去の業務実績があることを前提とし、スクールバスの安全、確実な運行を行うために、総合支援学校ごとの各バスが密接

に連携をとり、一体的に運行することが必須の条件となる。具体的には、以下の①、②が必要となる。

① 全体契約において、各総合支援学校の運行路線等の策定を行うこととなっているが、北総合支援学校及び西総合支援学校の運行路線等の策定にあたっては、追加契約で運行する4台も含め、スクールバス全体で運行路線等の策定を行う必要がある。

② 全体契約では学校ごとに現場責任者を選任することとしているが、安全な運行、確実な業務の履行のため、北総合支援学校及び西総合支援学校においては、同一の現場責任者が追加契約に係る4台の運行業務についても現場を指揮することが必要である。

以上の条件を満たす業者は、エムケイ観光バス株式会社1社に特定されるため、契約の相手方として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立上鳥羽小学校整備工事 ただし、ステンレスプール塗装改修工事
- 2 担当所属名
教育委員会事務局教育環境整備室
- 3 契約締結日
当初契約：令和3年12月13日
変更契約：令和4年 3月 7日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和4年3月10日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区西七条北東野町95番地
株式会社ナカガワ 代表取締役 中川尚彦
- 6 契約金額（税込み）
元契約：4,941,200円
変更契約：4,999,500円
- 7 契約内容
本工事は、老朽化の進んだプール塗装を改修し、長寿命化及び防災機能強化等を図るために実施するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
入札に付したが全ての入札が最低制限価格未満であり不成立となったため。
なお、変更契約については、施工の過程において各種の調整、工法の変更等が生じたため、締結したものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務委託については、一般競争入札により請負業者を募集し令和3年11月26日に開札したところ、全ての入札が最低制限価格未満のため不成立となった。
そこで、同一条件にて見積合せを実施した結果、3社から見積書の提出がありいずれの見積額も予定価格内かつ応募条件を満たしていた。そのうち、株式会社ナカガワの見積金額が最も安価であったため、当該業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約により契約を締結したものである。
- 11 その他

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
ステンレスプール塗装改修工事	1	式	3,539,634	
計			3,539,634	
共通費				
共通仮設費 (安全費, フェンス・リケート)	1	式	166,838	
現場管理費	1	式	581,218	
一般管理費等	1	式	712,310	
計			1,460,366	
工事価格	1	式	5,000,000	
消費税等相当額	1	式	500,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	5,500,000	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力の供給（京都市教育相談総合センター）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局指導部生徒指導課
- 3 契約締結日
令和4年2月7日
- 4 履行期間
令和4年4月1日0時から令和5年3月31日24時まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町一丁目4番2号
丸紅新電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）6,169,771円
- 7 契約内容
京都市教育相談総合センター（京都市中京区姉小路通東洞院東入曇華院前町706番地の3）において電力の供給を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市教育相談総合センターの電力の供給契約については、入札に付したところ、入札者がおらず不成立となったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項8号により見積合せのうえ、最も廉価な金額を提示した上記相手方と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
教員用端末 (Surface Pro7+) 購入 (市立幼稚園 I C T 環境整備)
- 2 担当所属名
教育委員会指導部学校指導課
- 3 契約締結日
令和4年3月7日
- 4 履行期間
令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
西日本電信電話株式会社 京都支店
- 6 契約金額 (税込み)
8,803,465円
- 7 契約内容
教員用配信機パソコン機器関連 (SurfacePro7+) 一式 67台
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
本件調達では令和3年度に実施した「令和3年度教員用配信機の整備」において整備した教員用端末と同機種同設定の端末 (Surface Pro7+) の追加調達である。
同調達の落札者である西日本電信電話株式会社から見積書を徴取したところ、上記整備での落札実績と同価格で契約できるとのことであり、別に徴取した他社見積と比較しても安価であることが確認できた。
上記により「著しく有利な価格で契約できる見込みのある契約を行うとき」に該当すると判断できたため、同社を本契約の相手方として選定する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
地方公務員法改正に係る定年引上げ等に伴う教職員人給庶務事務システム改修
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部教職員人事課
- 3 契約締結日
令和4年3月30日
- 4 履行期間
令和4年3月30日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
178,965,050円
- 7 契約内容
地方公務員法の改正により令和5年度から職員の定年が段階的に引き上げられること等に伴うシステム改修
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
 - (1) 教職員人給庶務事務システム（以下「本システム」という。）は、平成29年4月から教育委員会学校事務支援室、教職員人事課及び総務課で学校等に在籍する教職員の人事管理・給与支給を行っているものであり、本システムの導入にあたっては、競争入札により落札した日本電気株式会社が代表するコンソーシアムが当初開発した。
 - (2) 本件委託業務の主な内容は、既に提供を受け稼働している本システムに対し設定変更及び機能変更を行うものである。
 - (3) 本システムに障害が発生した際には、プログラム修正を伴う作業を実施する必要があるが、これらの作業は各業務システム（人事・給与・庶務）全体に多大な影響があるため、各業務システムの設計についても熟知している同社が代表するコンソーシアム以外に履行できない。
 - (4) 京都市データセンターに、システム機器類（サーバー：日本電気株式会社製）を設置し、既存の京都市教育ネットワークシステムのLANを通じて各所属端末等と接続のうえ運用しているが、本システムを構成する各業務システム（人事、給与、庶務）の稼働に必要なハードウェアの性能管理、ソフトウェア製品の構成管理において、日本電気株式会社製のハードウェアに関する知識・技量はもちろんのこと、本システムの設定情報などについても熟知している必要があり、同社が代表するコンソーシアム以外に履行できない。

9 根拠法令

■地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

□地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市学校給食用献立作成ソフトインストール等業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局 体育健康教育室
- 3 契約締結日
令和4年3月2日
- 4 履行期間
令和4年3月2日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都新宿区内藤町8-7 大木戸庁舎6階
株式会社カイテクノロジー
- 6 契約金額（税込み）
7,746,200円
- 7 契約内容
京都市教育委員会事務局及び京都市立学校で使用している献立作成ソフト「Mr. 献ダテマン」の更新の必要が生じたため、カスタマイズ及びインストール等の業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市教育委員会事務局及び京都市立学校で使用している献立作成ソフト「Mr. 献ダテマン」は、株式会社カイテクノロジーが独自開発し、唯一の取扱業者であることから、当該業者のみが履行可能なため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他